
シンポジウム報告

戦後台湾における「対日関係史」叙述と「歴史問題」 —1945～1959年—

深 串 徹

はじめに

冷戦が終焉し、世界的に自由化・民主化が拡大した1990年代以降、日本とその近隣諸国の間では、「歴史問題」という新たな争点が顕在化するようになった¹⁾。今や「歴史問題」は、東アジアの国際関係や地域協力に負の影響を与え得るものとして、広範に認識されるまでに至っている。このような状況を反映して、多くの論者達が、冷戦期に棚上げされていたか、もしくは形式上成立していたに過ぎない近隣諸国との「歴史和解」を実質的に達成することが、日本にとっての重要な課題であると主張して来た²⁾。従来、もっぱら戦争終結後いかに国際秩序が再建されるかという問題に関心を集中させていた国際関係論の研究者達も³⁾、次第に「歴史和解」という課題に注目するようになり、理

1) ここで言う「歴史問題」とは、日本と近隣諸国の間における、近現代史の解釈をめぐる問題を指す。

2) このような問題意識からの研究として代表的なものに、船橋洋一編『いま、歴史問題にどう取り組むか』（岩波書店、2001年）、小菅信子『戦後和解：日本は＜過去＞から解き放たれるのか』（中公新書、2005年）、荒井信一『歴史和解は可能か：東アジアでの対話を求めて』（岩波書店、2006年）、Thomas U. Berger, “The Politics of Memory in Japanese Foreign Relations,” in Thomas U. Berger, Mike M. Mochizuki and Jitsuo Tsuchiyama (eds.), *Japan in International Politics: The Foreign Politics of an Adaptive State* (Boulder, Colorado: Lynne Rienner, 2007)、村上陽一郎、千葉眞編『平和と和解のグランドデザイン：東アジアにおける共生を求めて』（風行社、2009年）、黒沢文貴、イアン・ニッシュ編『歴史と和解』（東京大学出版会、2011年）、菅英輝編『東アジアの歴史摩擦と和解可能性：冷戦後の国際秩序と歴史認識をめぐる諸問題』（凱風社、2011年）など。

3) 例えば、G・ジョン・アイケンベリー著、鈴木康雄訳『アフター・ヴィクトリー：戦後構築の論理と行動』（NTT出版、2004年）。

論構築の機運も高まりつつある⁴⁾。

これらの論者達が、「歴史和解」とは何かについて、具体的な定義付けを行った上で議論を展開しているわけでは必ずしもない。そのような中で、小菅信子による以下の説明は、最も簡にして要を得たものであると思われる。

「歴史和解」とは、歴史問題の克服を通して、対立の過去から共生の未来を拓く作業である。したがって、そこに関わる全ての人々に最初に必要とされるのは、過去に何があったかを、可能な限り、正確に知る努力である。

和解のプロセスで核心となるのは、悲惨な過去に根ざした痛みを引き裂かれた者同士が再会する覚悟を固め、そのための準備をすることである⁵⁾。

それゆえ、「歴史和解」実現のためには、まず「我々」と「彼ら」の間で何が起こったのかについて、双方が共通の認識に達することが求められる。近年、日中・日韓間において、政府当局者の合意の下、有識者による歴史共同研究が実施されたのも、「歴史和解」実現の一助となることを目指したものと言えるだろう⁶⁾。

他方で、「歴史和解」の促進を求める議論に対しては、日本の近現代史を否定的に評価し過ぎているとする、修正主義的な立場からの批判も行われている⁷⁾。「歴史問題」は、国民の集合的な記憶と国家のアイデンティティに関わるものであるため、それをめぐる認識の相違は、国家間における論争の火種となるばかりでなく、国内においても容易に争点となり、白熱化した議論を引き起こすのである。

しかしながら、どのような立場にせよ、日本と近隣諸国の間における「歴史和解」について検討している研究の多くは、もっぱら日中関係と日韓関係に関心を寄せる一方、日本の植民地統治下にあった台湾について言及する頻度は少ない。地域研究としての台湾研究や日本植民地史・台湾史研究の領域で、日本の植民地統治の責任が問われること

4) Jennifer Lind, *Sorry States: Apologies in International Politics* (Ithaca, N. Y.: Cornell University Press, 2008), 福島啓之「戦後日本の関係修復外交と近隣諸国の対日認識：援助、謝罪とナショナリズム」(『国際政治』第170号, 2012年10月) など。

5) 小菅信子「記憶の歴史化と和解」黒沢文貴, イアン・ニッシュ編, 前掲書, 88頁。

6) 日中・日韓間の歴史共同研究の概要, およびその成果については, 日本外務省のウェブページを参照。(2013年3月27日確認)。日中: http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/rekishi_kk.html

日韓: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/rekishi/>

7) 日本国内における歴史認識をめぐる論争について, その論点とアクターをまとめたものとしては, 吉田裕『日本人の戦争観：戦後史のなかの変容』(岩波書店, 2005年), 若宮啓文『和解とナショナリズム：新版・戦後保守のアジア観』(朝日新聞社, 2006年), 波多野澄雄『国家と歴史：戦後日本の歴史問題』(中公新書, 2011年) など。

はあっても、国際関係や平和研究の研究者が「歴史和解」について論じる際に、台湾を事例として選択していることはまれである。その最大の理由は、冷戦後の日台関係において、「歴史問題」が日中関係や日韓関係におけるほどには、重要な政治的争点として存在して来たようには見えないことにあるだろう。1999年に出版された日本語による著書の中で、李登輝は次のように述べている。

すでに何度も述べてきたことだが、私は多くの恩恵を日本から受けてきた。そしてまた、台湾も歴史的な経緯の中で、多くのことを日本から獲得してきた。そのことは、何度繰り返し述べてもいいすぎることではないだろう。

台湾が日本の植民地だったということに、きわめて神経質になっている日本人も多い。他国を植民地にして経営するという行為は得策でもないし、国際道義的にも誉められたことでないのは確かである。しかし、そのことばかりに拘泥しても日本の将来に益することは少なく、また台湾にとってありがたいことではない⁸⁾。

李登輝のこのような未来志向的な態度は、日本統治下の台湾で生まれ、京都帝国大学で農業経済学を学んだ経験を持ち、日本語に堪能という本人のキャラクターともあいまって、多くの日本人ファンを獲得させる原因となった。特に、作家の司馬遼太郎が週刊誌上に連載していた台湾紀行に何度も登場し、司馬との対談も行ったことで、その知名度は一気に高まることになる⁹⁾。「親日総統・李登輝」の存在があまりにも注目を集めたため、日本国内での台湾理解が、李登輝を媒介とした視点に集約されるという現象まで出現したのである¹⁰⁾。

だが、日本と台湾の間で、「歴史問題」が目立った対立要因として現れずにいるというこうした現象は、冷戦終了以降のものであって、それ以前には歴史認識をめぐる対立が生じることもあったのだろうか。それとも、冷戦期の日台関係においても、冷戦後と同様に「歴史問題」に起因する紛争はほとんど存在しなかったのだろうか。そもそも、第二次世界大戦と植民地統治の終結から直近の時代の台湾では、過去の日本との関係についてどのような解釈がなされていたのだろうか。これらの問題は、冷戦の終焉とほぼ時を同じくして台湾で民主化が始まったことから、「民主化は『歴史問題』の解決に寄与するか」というより一般的な問いをめぐる議論の前提にもなるものと考えられるが、台湾研究の専門家達によっても、「歴史和解」に関心を抱く人々によっても、正面から

8) 李登輝『台湾の主張』（PHP 研究所、1999年）138頁。

9) 司馬遼太郎『台湾紀行 街道をゆく40』（文芸春秋、1997年）。

10) 本田善彦『台湾総統列伝』（中央公論新社、2004年）166頁。

検討されて来たとは言い難い。戦後台湾における対日関係清算という課題については、「脱植民地化」の観点から多くの研究がなされているが、その多くは1940年代後半を対象としており、関心も「脱日本化」という文化政策に集中している¹¹⁾。

以上のような問題意識を元に本稿は、終戦後中華民国政府（以下、国府）が台湾を接收し、さらに中央政府を台湾に移転（1949年）させて統治を確立していく時代、すなわち1945年から1950年代末までを分析期間として、当該時期の国府が日本との「歴史問題」をどのように扱っていたかを検討する¹²⁾。分析期間を、終戦から十五年以内という時期に限定しているため、このような考察を通じて民主化と「歴史問題」の関係について理論的な考察を行うことまでは、本稿の射程には入らない。本稿の目的は、日本と近隣諸国間における「歴史問題」が論じられる際に日台関係がほとんど言及されないことが、歴史的に見てどの程度妥当なのか、あるいはまったく妥当ではないのかを明らかにすることである。

分析にあたっては、主に以下の二種類のテキストを参照する。第一に、国府の接收後から、台湾で使用されていた歴史教科書である¹³⁾。トーマス・バーガー（Thomas U. Berger）が指摘するように、「歴史問題」とは、集合的記憶、とりわけ、公式の歴史叙述において過去がいかに表象されるかをめぐる対立の所産である¹⁴⁾。台湾における歴史叙述の内、最も公式かつ一般の人々の目に触れたものと考えられる学校教科書の内容を分析することで、過去の対日関係に関する公式な解釈がいかなるものであったかを明らかにする。

第二に、国民党中央委員会第四組が発行していた『宣伝週報』という資料である。第

11) 何義麟『二・二八事件：「台湾人」形成のエスノポリティクス』（東京大学出版会、2003年）、黄英哲『「去日本化」「再中国化」：戦後台湾文化重建1945-1947』（台北：麦田出版、2007年）など。50年代の「脱日本化」政策については、菅野敦志『台湾の国家と文化：「脱日本化」・「中国化」・「本土化」』（勁草書房、2011年）。

12) 1960年、蒋介石は元来中華民国憲法が規定していなかった総統三選を果たし、同年、国民党一党独裁に対抗するべく新政党の結成を模索していた自由主義派の代表的知識人雷震が、「共産スパイの庇護と煽動」という容疑で逮捕され、彼が創刊者の一人である『自由中国』誌が停刊処分を受ける。換言すれば、1960年、国民党政権は政治的な危機を乗り越え、台湾における言論統制を確立するのである。任育德『向下紮根：中国国民党與台湾地方政治的發展（1949-1960）』（板橋：稻鄉出版、2008年）1頁。本稿が1945年から1959年までを分析期間と設定した理由は、終戦からまだ日が浅いという理由の他、1960年が戦後台湾政治史の一つの画期でもあるということによる。

13) 藍適齊著、安部由紀子訳「台湾における『大東亜戦争』の記憶 一九四三～五三年：当事者の不在」（『軍事史学』第45巻第4号、2010年3月）は、台湾の歴史教科書における「大東亜戦争」の記憶を扱ったものだが、分析期間が1953年までであるし、考察の力点は台湾人の集団的アイデンティティ形成に戦争が与えた影響に置かれており、本稿と必ずしも問題意識を共有しない。

14) Berger, *op. cit.*, p. 181.

四組は、国民党中央の最高意思決定機関である中央改造委員会（後に中央常務委員会）の傘下にある組織で、宣伝工作の指導や党理論の宣伝、文化運動の立案・策定などがその任務とされていた¹⁵⁾。『宣伝週報』は、第四組が国民党の「党内刊物」として回覧していたものであり、個々の宣伝政策の方針とその具体的な内容を記載していたのである。また、その中に記された「宣伝要点」や「宣伝大綱」は、各級の党部や新聞・通信社に送付され、その内容に沿って宣伝を行うよう指導されていた¹⁶⁾。同資料を分析することで、1950年代の国府の宣伝政策において、「歴史問題」をどのように取り扱うよう定められていたかを解明出来ると考えられる。

その他、国民党の機関紙であった『中央日報』の論説や¹⁷⁾、公刊された資料集に記された国府の指導者達の発言なども、適宜参照することとする。

1. 歴史教科書における対日関係史の叙述

1.1 「光復」直後

1945年10月、台湾省行政長官の陳儀は、台湾と澎湖諸島の中華民国編入を宣言し、台湾省行政長官公署を正式に発足させた。同年末に発表した1946年度の「工作要領」の中で陳儀は、言語、文字、歴史の面から「台湾同胞」の「民族精神」を発揚させることを掲げ、国語、国文、三民主義、歴史の四教科を主要科目とし、教学時間を増加させると宣言した¹⁸⁾。日本統治下で「皇民化教育」を受けていた台湾人に対し、「中国意識」を注入することが、教育の大きな目的として設定されたのである。1946年2月、台湾省行政長官公署教育処が編纂した『国民学校暫用歴史課本』は、編集の主旨として、「従来の日本の誤った宣伝を取り除き、学生をして祖国を認識し、現下の世界情勢を理解させ、以て民族意識を呼び起こし、三民主義共和国建設への志望と自信を有らしめるよう導くことを中心とする」と謳っていた¹⁹⁾。

このような目的の下で編纂された同教科書は、対日関係史をどのように叙述していた

15) 楊秀箏『台湾戒嚴時期的新聞管制政策』（板橋市：稻鄉，2005年）149頁。

16) 「附：怎樣運用宣傳要点」（『宣傳週報』第19期，1952年12月5日）2頁。『宣傳週報』は、台湾の中央研究院近代史研究所図書館に、1952年から1960年までの分が所蔵されている。

17) 『中央日報』は、国民党の機関紙として、党の立場を代表し、党領袖と政府を言論面から擁護する責任を負っていた。国府台湾移転後の『中央日報』については、朱彦碩「『台湾光復』論述的建構：以《中央日報》「台湾光復節」特刊（1949－1987）為中心的分析」（国立政治大学歴史学系修士論文，2008年）の第二章第三節「《中央日報》在台湾的發展」を参照。

18) 黄英哲，前掲書，35頁。

19) 「台湾省国民学校暫用歴史課本編輯大意」（台湾省行政長官公署編印『国民学校暫用歴史課本』台北：台湾省行政長官公署教育処，1946年）。

だろうか。教科書は、台湾割譲をもたらすことになった日清戦争について、ごく簡潔に記載していた。すなわち、明治維新後、帝国主義国家となった日本は、「大陸政策」を定め、「我が国」への侵略を始めた。民国前三十三年（1878年）に琉球を併呑し（沖縄県設置は1879年）、次いで「我が国」の保護国であった朝鮮を奪取し、日清戦争を引き起こした。元々準備をしていなかった「我が国」は、開戦後陸・海軍共に敗北し、下関条約の締結を迫られ、朝鮮の独立を承認し、台湾を日本に割譲したのである。

一方、これに対して台湾人が示した反応は、戦争よりも特筆大書されている。教科書によれば、台湾人は日本への割譲を肯んじることなく、唐景崧巡撫を総統に推し立てて抵抗を準備した。日本軍上陸後、唐が大陸に逃走すると、さらに劉永福を「民主大總統」に担ぎ、台南一帯で五ヶ月あまり抗戦した。1895年に日本が台湾を占領した後も、台湾人の「革命運動」は止むことなく繰り返されたのである。日本人が台湾を指して「五年に一大変、三年に一小変」と述べたのは、実情を反映したものであった²⁰⁾。

しかし、その後日本の台湾統治に関する叙述は消滅する。日本と「我々」との関わりは、日本と中国大陆の関係史のみに限定されるのである。満州事変に至る日本の中国政策の背景を教科書は、「我が国の国民革命が順調に発展することへの嫉妬」と位置付けた。さらに、満州事変の原因は、当時国府の東北建設が成果を上げつつあったことへの日本側の懸念に求められた。その後、東三省や熱河に日本が進出した理由は定かにはされず、叙述は淡々と出来事を記すのみとなり、1937年7月7日に盧溝橋で戦端が開かれる。さらに8月13日、日本軍は上海で挑発を行い、全面戦争が開始される。国府は自衛を宣言し、全国軍民の抗戦を指導したのである²¹⁾。

開戦後、戦況がどのように進展したかについて、この教科書はほとんど触れていない。その代わり、力点が置かれたのは、「侵略国家」と「民主国家」の二大陣営が形成され、国府が後者に加入する過程であった。そのため、戦争による犠牲者数や、経済的損失などは記述されなかったのである。他方、終戦後、東北・台湾・澎湖諸島等の失地を回復したことは、百年來の恥辱を雪いだものであると評価されており、第二次大戦の戦勝が、近代以降の日中関係を清算したものであるとの位置付けがうかがえるものとなっている²²⁾。

同年に出版された別の教科書（『台湾省中等学校暫用中学歴史課本』）では、日中戦争

20) 同上書、7－8頁。「五年に一大変、三年に一小変」は、正確にはおそらく「五年に一大乱、三年に一小乱」という言葉であったと考えられる。伊藤潔によれば、この言葉は、清国の官吏が反乱の頻発する台湾を指して表現したものであるという。伊藤潔『台湾：四百年の歴史と展望』（中央公論新社、1993年）47頁。

21) 台湾省行政長官公署編印、前掲『国民学校暫用歴史課本』14－15頁。

22) 同上書、16－24頁。

についてももう少し詳しい記述がなされている。ここでは、抗戦時期を、盧溝橋事件の勃発から1938年10月の武漢撤退までを第一期とし、それ以後から戦勝までを第二期と区分していた。第一期に「我が軍」が採用したのは、「消耗戦略」であった。その目的は、敵軍に速攻を許さず消耗させることであり、それにより我が方は「若干の」都市を失ったが、敵軍は七十余万の兵力を消耗したのである。その戦果は、「戦略上の大成功」と呼ぶべきものであった²³⁾。

それに対し、第二期は積極策に転じた時期であった。「我が軍」は敵の後方を奪い、地形を利用し、民衆を組織して、各方面から敵を襲撃した。そのため、1939年以降敵軍は足止めを余儀なくされた一方で、「我が軍」は戦闘を重ねるごとに強くなった。この間、湖北会戦、鄂予会戦、滇緬会戦といった大戦役において国府軍は、いずれも大勝を博したのである。1945年の春から夏にかけて、湘桂会戦で大勝して後、「我が軍」は完全に主導権を握ることとなった²⁴⁾。ここでは、対日戦争における輝かしい戦績に焦点が合わされ、戦争がもたらした災禍や被害については、ほとんど言及されなかったのである。

1.2 国府の台湾移転後

国府の台湾移転後、歴史教科書における近現代史の記述は、1940年代のものよりも詳細になるが、叙述の基本的な構造は変化していない。1952年に出版されたある中学歴史教科書（『初級中学新世紀教科書 歴史 第五冊』）は、19世紀の歴史に関して、やはり日清戦争そのものよりも、戦後台湾人が日本への割譲に対して反対闘争を行ったことにより多くの紙幅を割いている²⁵⁾。また別の教科書（『初級中学歴史 第六冊』）は、1927年、日本の田中義一首相が天皇に対し、「世界の征服には、まず中国を征服しなくてはならず、中国の征服には、まず満蒙を征服しなくてはならない」とする密奏を行い、「大陸政策」の伏線を敷いたと描き²⁶⁾、その日本が最も恐れていたのが、「中国の統一と進歩」であったとしている²⁷⁾。

日中戦争による被害も、依然としてほとんど取り上げられなかった。上述の教科書は、

23) 台湾省行政長官公署教育処編印『中等学校暫用中国歴史課本』（台北：台湾省行政長官公署教育処、1946年）42頁。

24) 同上書、42-43頁。

25) 夏徳儀編『初級中学新世紀教科書 歴史 第五冊』（台北：世界書局、1952年）15-17頁。

26) この密奏は、いわゆる「田中上奏文」と呼ばれるものであるが、日本や米国、イギリスなどでは「怪文書」であることが自明のものとされている一方、中国、台湾、ロシアなどでは少なからずその実存が信じられているという。「田中上奏文」について詳しくは、服部龍二『日中歴史認識：「田中上奏文」をめぐる相克 一九二七-二〇一〇』（東京大学出版会、2010年）。

27) 王徳昭・李樹桐編『初級中学歴史 第六冊』（台北：正中書局、1952年）21頁。

抗日戦を三つの段階に分けている。「抗戦第一期」に、国府は粘り強く抵抗する一方、「長期抗戦」を宣言して日本側の「城下の盟」締結の目論みを打ち砕いた。なお、首都攻防戦についてこの教科書は、「1937年12月13日、南京が敵の手に落ちる〔南京陥敵〕」と記すのみで、虐殺行為があったとは説明していない。その一方で、1938年に山東省の台兒莊で「我が軍」が「空前の大勝」をあげ、三万余の敵軍を殲滅したことが紹介されている。武漢撤退以降の「抗戦第二期」に国府は積極策に転じ、いくつかの会戦で重要な勝利を収めた。そして、日本軍の真珠湾攻撃以降の「抗戦第三期」に、国府は世界の民主主義陣営の盟邦となり、共同作戦を展開することになるのである²⁸⁾。抗日戦争の過程で、日本軍に対抗出来ず敗走したという局面を描写している教科書もあったが、そこでも自軍や自国民の犠牲より日本軍に与えた打撃やその死傷者数の方が強調されていたし、南京についても「陥落」としか説明はされなかった²⁹⁾。

1950年代半ばになると、歴史教科書には、従来の内容に加えて、台湾移転後の国府の治績についても記述されるようになる。1955年出版のある中学校教科書（『初級中学標準教科書 歴史 第四冊』）は、「遷台」以来の新政の成果として、「軍事の改造」、「地方自治の進展」、「土地改革の実行」、「生産建設の成就」の四項目を挙げていた。ただし、日本統治時代についての記述が依然として存在していなかったため、どこまでが新政による実績か判然としないことは否めない³⁰⁾。

また、同じ教科書は、終戦後、蒋介石が「以德報怨（怨みに報いるに徳を以てす）の態度」で、対日政策を寛大なものにするよう主張していたことを紹介している³¹⁾。1945年8月15日、蒋介石は重慶のラジオ局から「抗戦勝利告全国軍民及全世界人士書（抗戦に勝利し全国の軍民及び全世界の人々に告げる演説）を発表し、一般の日本人に対する報復を強く戒める呼びかけを行っていた³²⁾。この演説の内容が、後に「以德報怨」という四文字で呼称され、国府の対日戦後処理の精神を現したものと位置付けられていたのである。

高校における教科書は、中学のものより内容は充実しているが、叙述の構成はほとんど中学教科書と同様のものであった。1955年の『高級中学標準教科書 歴史』は、日本が最も恐れていたことは、中国が強大になることであったとし、そのような思惑を「侵

28) 同上書、38-47頁。

29) 勞幹編『初級中学歴史 第六冊』（台北：勝利出版、1953年）34-36頁。董作賓・勞幹・姚從吾・夏德儀編『初級中学歴史 第六冊』（台北：台湾中華書局、1953年）43-44頁。

30) 中学標準教科書歴史科編輯委員會編『初級中学標準教科書 歴史 第四冊』（台北：台湾省政府教育庁、1955年）93-95頁。

31) 同上書、95頁。

32) 演説全文は、黃自進主編『蔣中正先生対日言論選集』（台北：財団法人中正文教基金会出版、2004年）942-944頁を参照。

略」の原因として位置付けた。「全面抗戦」開始後の1937年8月、日本軍が上海から進攻して来ると、国府海軍は長江を封鎖し、空軍は敵陣・敵艦を猛爆撃して痛撃を加え、赫々たる戦果を上げた。日本軍は二十万の増援部隊を投入したが、「我が軍」はさらに三か月間にわたって抵抗を続け、「民族の独立精神」を明らかに示したのである。しかし、同年12月、南京は陥落した。ここで教科書は、日本軍が同市で虐殺を行い、死者数は三十万人であったと記している³³⁾。中学とは異なり、高校では南京虐殺の犠牲者数を明記する方針であったようである。その一方で、抗日戦争中、国府軍が上げた戦果についても豊富な叙述がなされており、国府がほとんど独力で日本軍に勝利出来たという印象を読者が受けるよう工夫されている。

他方、日本の台湾統治については相変わらず言及がなく、「台湾同胞」が「伝統的な民族革命精神」に則って不屈の反抗を行ったと記したり、日本が連合軍に投降すると「台湾同胞は欣喜雀躍した」と述べたりすることで、台湾人が植民地統治下で苦悩していたことを間接的に示唆するだけにとどめていた³⁴⁾。

このように、1940年代後半から50年代の歴史教科書は、近現代において日本から「我々」が直接受けた被害よりも、「中華民族」がいかに民族精神を発揮し、果敢に日本に抵抗したかを描くことに重点が置かれた。抗日戦争においても、こうした民族精神が遺憾なく発揮され、日本に対して大きな打撃を与えたことが叙述の中心を占めていたのである。さらに、戦勝国である国府が終戦後「以德報怨」の精神を示したと描かれたことで、国府の道義性の高さが読者に強く印象付けられるものとなっていた。

他方、このような叙述の中で、「台湾同胞」もまた、日本の台湾統治に一貫して抵抗して来たと描かれたが、植民地統治下の台湾人がいかなる辛酸を嘗めていたがゆえに、抵抗を選択したかという点について説明はなかった。そのことは、「我々」に対する加害者としての日本像の中で、台湾に対する植民地宗主国としての一面は、茫漠としたイメージが結ばれるのみであったことを意味していたのである。

2. 日本との過去の関係をめぐる宣伝方針

2.1 日華講和の成立

前節で見たように、1940年代後半から1950年代にかけての官製の歴史叙述においては、旧植民地帝国としての日本は捨象され、中国大陆を侵略する日本にのみ焦点が合わされ

33) 中学標準教科書歴史科編輯委員会編『高級中学標準教科書 歴史 第二冊』（台北：台湾省政府教育庁，1955年）308－309頁。

34) 同上書，321－322頁。

た。さらに、中国大陆侵略に関する叙述においても、日本から受けた被害より、「我々」がいかに果敢に抵抗したかという点と、敵に与えた損害の方が強調されていたのである。

それでは、国府が日中戦争を法的に終了させたと位置付ける日華平和条約の締結に際しては、日本との関係修復についてどのように描写されたのだろうか。1952年7月、立法院にて行われた日華平和条約に関する審議の中で、行政院長の陳誠は条約の趣旨について次のように説明している。

まず各位に申し上げますのは、我が国の対日基本政策であります。国父孫中山先生はかねてから、アジアの安定を確保するためには、中日両大国の誠意ある合作が必要であることをはっきりと認識されておりました。この対日政策は、我が政府によって変わることなく忠実に守られ、この数十年来の国際情勢の変遷は、この政策の正確さを証明したのであります。当時日本の軍閥は、この道理が理解出来ず、アジアで覇を唱えようとの野心を起こして我が国を侵略し、最初はゆっくりとした蚕食だったのが、後には大胆にも一挙に併呑しようとして、我が国の八年間の抗戦を引き起こしました。皆様ご存知の通り、この長期の戦争の結果、日本は敗戦し、無条件降伏した後、全国が占領されました。我が国は総統の英明な指導の下、最後には光栄ある勝利を獲得しましたが、八年間の抗戦を経て、国力も大きく損なわれました。戦敗国と戦勝国双方が、重大な損害を受けたのです。アジアの安定も、このために大きく損なわれました。総統は我が国が勝利を獲得した後、一人遠大な見識を備え、国父の定められた政策に則り、中国は日本に報復主義をとらず、合理的に寛大な政策をとらねばならないと宣告し、さらに直接・間接的な方法で、対日講和の早期実現を目指されました。この寛大政策は、中日両国の今後の合作のために道を開いてアジアの安定を図り、以て世界の平和と安定に裨益することを目的としたものであります。我が国は戦後六年来、終始この政策を堅持して来ました³⁵⁾。

ここで、「戦敗国と戦勝国双方が、重大な損害を受けた」と評価することによって、中国が戦争から受けた被害が相対化されていた。また、対日講和実現のための種々の施策は、国父孫文の定めた方針に沿って実施されて来たと説明することで、政府の年来の取組が正当化されている。続けて陳誠は、終戦から講和成立まで六年もの歳月を要した

35) 「行政院長陳誠在立法院關於中華民國與日本國間和平條約案之說明」(秦孝儀主編『中華民國重要史料初編：対日抗戦時期 第七編 戦後中国 (四)』台北：中国国民党中央委员会党史委员会，1981年) 1070頁。

ことを、ソ連の責任に帰した。

しかしながら、第二次世界大戦終結後、ソ連は野心をあふれさせ、全力を尽して侵略の機会を設け、対日講和の成立を望まず、我が国やその他の連合国が対日講和促進のためいかに努力しようとも常に妨害し、平和の実現を不可能にし、戦争終結後六年を経過しても講和が成立していないという結果をもたらしました。この間、ソ連は我々が八年の抗戦によって国力を損なったことに乗じ、共匪傀儡を利用して我が国内で反乱を発動し、侵略の目的を達成しました。今日我が大陸が共匪の手に落ち、韓国で侵略戦争が発生し、アジア全域が不安定化し、世界の平和が緊迫した状況にあるのは、ひとえにソ連が作り出したものでありますが、日本軍閥がかつて我が国を侵略したことは、期せずしてソ連のための先陣の役割を果たしたのであります。こうした歴史的事実を振り返ると、当時日本が我が国父の中日合作という賢明な政策を理解出来なかったことは、極めて残念なことであると思わされます³⁶⁾。

このような中で、今回対日平和条約の締結に至ったのは、米国が一昨年の秋から対日講和への取り組みを本格化させたからであったと陳誠は位置付ける。しかし、中国大陸がすでに共産党政権の支配下に入り、「少数の見識の浅い国家」が同政権を承認している現状は、平和条約締結のために理想的な環境であるとは言い難かった。

我々は、この時に対日平和条約を協議することは、必然的に我が国にとって不利となることははっきり分かっていました。しかし、我々は東アジアの大局、さらにアジアの自由国家が協力し、共産党の侵略に共同で抵抗する将来から考え、米国政府の〔対日講和推進という〕行動は賢明であり正確なものであると考えます。また、我が国の中日合作政策、対日寛大政策、さらに早期の対日講和という主張とも合致します。それゆえ、我が政府は米国の立場を支持することを決定し、力を尽して米国に協力し、この困難な任務が一日も早く完成することを期したのであります³⁷⁾。

ところが、サンフランシスコ講和会議への参加は、中国共産党政権と国民党政権のいずれをも会議に招請しないという英米両国の合意によって、阻まれることになる。そこで国府は、日本との二国間条約締結を決断し、以下の三つの立場を設定した。第一に、連合軍各国と平等な立場を堅持する。第二に、日華間の平和条約はサンフランシスコ平

36) 同上書、1070－1071頁。

37) 同上書、1071頁。

和条約の内容とほぼ同様なものとする。第三に、平和条約の中で、日本は我が国が「中国全部」の領土上に主権を有することを承認する。陳誠は、今回調印された日華平和条約、および議定書、交換公文、同意記録を詳細に確認した所、「それらは政府が先に定めた三項目の立場と完全に一致するように思われました³⁸⁾」と、委員達に保証した。

演説記録の中で該当する部分は見当たらないが、翌日の『中央日報』の報道によれば、陳誠はこの際、「過去はすでに過去のものとなりました。現在我々は感情面の傷を包み込み、苦しみの記憶を止め、勇敢に過去を終わらせ、現実を掴み取り、未来を創造しなければなりません」とも述べたという³⁹⁾。同じ日の同紙社説は、この発言をそのまま引用し、国を思う責任感を備えたものであるとして、支持を表明している⁴⁰⁾。

政府のこうした立場は、学生向けの歴史教科書の中でも肯定的に取り上げられている。1955年に出版された前出の教科書は、日華平和条約の内容を四項目にまとめている。第一に、日本は台湾、澎湖諸島、南沙諸島、西沙群島に対する一切の権利と要求を放棄する。第二に、民国三十年（1941年）十二月以前に締結した一切の条約、専約及び協定は戦争の終結により無効となる。第三に、日本は中国における一切の特殊權益を放棄する。第四に、国府と日本は、それぞれ国連憲章の原則を遵守して相互に協力し、両国の共同の福利を促進する。教科書は、この内容は「我が国の対日寛大の精神を充分に表現したもの」であり、「中日合作」の新たな基礎を確立したものと評価した。そして、平和条約締結により、両国はアジアの安全を守り、国際共産主義の脅威を消滅させる責任を共同で負うことになったと結論付けたのである⁴¹⁾。

2.2 日華講和成立後の宣伝方針

1952年8月5日、日本政府と国府それぞれの代表は、台北で日華平和条約の批准書を交換し、当日条約は正式に発効した。同月7日の『宣伝週報』は、今後の対日関係について次のような宣伝方針を記している。

〔前略〕これより両国間の六十年來の不正常な状態は終わりを告げ、両国は新しい平等な協力関係を開始する。

しかし、中日両国国民間の協力の基礎は依然として薄弱であり、我々の宣伝工作は此の点に関して努力しなければならない。我々は大陸から来台した同胞に対し、

38) 同上書、1072－1073頁。

39) 「陳院長昨向立法院說明中日締結經過」（『中央日報』1952年7月16日）。

40) 「社論 陳院長對中日和約的說明」（『中央日報』1952年7月16日）。

41) 中學標準教科書歷史科編輯委員會編、前掲『初級中學標準教科書 歷史 第四冊』95－96頁。

今日の国際情勢に注意を喚起させ、過去を忘れて新たに合作のパートナーを求めるようにさせる必要がある。本省の同胞に対しては、さらに民族的自信を深めるよう促進し、今後の対日関係は完全に平等な国家間の友好関係であることをはっきりと認識させ、ゆえに一切の卑屈な心理は駆逐し、報復的心理はなおのこと取り除くようにさせなければならない。このようにして初めて、両国の合作に有利となるのである⁴²⁾。

台湾出身の本省人と中国大陆出身の外省人双方に対して、「六十年来の不正常な関係」は正常化されたと宣伝し、日本との「過去を忘れて」、「報復的心理」を取り除くよう求めたのである。一方、「合作」の相手側である日本側に対する宣伝方針は、いかなるものであったか。

日本人民に対しては、我々は国民外交の方式で、中日両民族の歴史的、文化的背景に注意を向けさせ、誠実に合作をさせるよう促進する必要がある。二股をかける態度をとって、匪賊の一味〔中国共産党政権を指す。原文：匪幫〕と経済関係を樹立しようという幻想を抱かせてはならない。なぜなら、こうした幻想は、侵略の下心を持つソ連帝国主義と匪幫からの好感を得ることが出来ないばかりか、自由中国との真の友誼をも失うものであり、双方から歓心を得ようとする一種の妄想だからである。日本の前途のために計れば、〔日本は〕徹底的に民主国家の側に立ち、中国・米国と合作して太平洋地域に真の秩序を樹立し、中日両国の恒久平和と繁栄のために努力する必要がある⁴³⁾。

「不正常な関係」の片方の主役であった日本に対しては、国府と「誠実に合作」をし、中国共産党政権と接近しないことを要求するのみだったのである。そのため、過去に対して何らかの態度を示すことは、この中で求められなかった。

日本との戦争状態が法的に終了したことに関する宣伝方針が以上のようなものであったから、歴史教科書の中でほとんど言及されていなかった植民地統治期の記憶に関する宣伝方針もまた、同様に旧植民地帝国の問責を主眼に置いたものではなかった。1953年8月の『宣伝週報』は、次のように定めている。

我々は台湾同胞および大陸から台湾にやって来た同胞に告げなければならない。

42) 『宣伝週報』（第2期，1952年8月7日）8頁。

43) 同上，8－9頁。

八年間抗戦し、百万以上の軍民が犠牲になったのは、日本の大陸侵略に対抗するためだけではなく、同時に台湾を光復し、五十年来受けて来た苦痛から解放するためであった。抗戦に勝利したからこそ、台湾は光復し、祖国の懷に復歸することが出来たのである。現在大陸は陥落し、大陸同胞はソ連侵略者と共産党反乱集団〔俄寇奸匪〕の迫害を受けている。今日台湾にいる同胞は、抗日当時の精神と努力でもって、反共抗ソを行い、大陸を光復しなければならない⁴⁴⁾。

植民地統治下の記憶は、かつての宗主国の責任を追及する目的では動員されず、ソ連と中国共産党政権の「迫害」から中国大陆の同胞を解放する必要性を説くために用いられたのである。歴史教科書における記述と同じく、『宣伝週報』が定める宣伝方針においても、日本統治時代に関する描写は、「五十年来受けて来た苦痛」という漠然としたものであった。

2.3 日本は反省しているか？

しかしながら、たとえ官製の歴史叙述において、日本から「我々」がどのような被害を受けたかについて明確に記されず、さらに国府の対日政策の「寛大」さが、孫文とその衣鉢を継ぐ蒋介石両名の「遠大な見識」（陳誠）に基づくものであるとする位置付けが公式のものであったとしても、仮に日本人が過去の「我々」に対する行為を正当化しているという消息が台湾で知れ渡ったとしたら、日本に対する融和的な歴史叙述も変更を迫られることになったかもしれない。だが、実際は、そのようにはならなかった。

日本が過去に対してどのような態度を示しているかについて論じる際に、『宣伝週報』が言及した有力なエピソードは、平和条約発効直後に行われた、昭和天皇と張群の会見であった。1952年、中日文化協会会長張群が、蒋介石の名代という資格で8月初頭から11月末まで日本を訪問した⁴⁵⁾。張訪日の目的は、滞在中に日本各界の人士と政治経済問

44) 『宣伝週報』（第2巻第9期、1953年8月28日）2－3頁。

45) 中日文化経済協会は、知日派で知られた張群と何応欽の両名が発起人となり、主要な参加メンバーに雷震、黄朝琴、邵毓麟、方治、齐世英らがいた。成立時の会員は155人に達し、当時台湾において日本と関係のあった人士や日本問題を研究していた政界及び学術界の要人が含まれていたという。協会は、活動の趣旨として日本との国民外交推進を掲げていたが、当時政府は国民外交を必ずしも重視しておらず、理事長に就任した張群が協会成立後の8月2日に蒋介石個人の使者という身分で訪日したことから、協会は張群を団体理事長とすることで、単なる個人代表以上の資格を付与し、対日交流推進の一助とすることを目的として設立されたのではないかという解釈もある。許雪姬総策画『台湾歴史辞典』（台北：行政院文化建設委員会、2004年）117頁。

題から文化交流に至るまで、幅広いテーマで討論を行うことであった⁴⁶⁾。富永望によれば、9月18日に張群は昭和天皇と会見するが、その際天皇は過去の両国間の紛争について遺憾の意を表したという。富永は、当時の報道は詳しい発言内容を報じていないが、天皇から謝罪があったものと見て良いだろうとした上で、「昭和天皇自身は独立後のかなり早い時期に、当時の中国政府に謝罪していたことになる」と評している⁴⁷⁾。

一方、台湾の『中央日報』は、張群と昭和天皇のやりとりを比較的詳細に報じている。報道によれば、皇居の客間で行われた会談で、昭和天皇は将来の「中日両国間の合作」に強い関心を示し、日華平和条約の締結によって両国関係が新たな幕を開けたことに対して深い喜びを表明した。さらに天皇は、蔣総統が終戦後、日本人民に向けて発表した告示は日本の民衆を非常に感激させたと論じ、こうした寛大な精神が日華平和条約の中にも再度出現したことは、さらに嬉しいことであると述べたという。そして、両国間の過去を回顧した際には、張群が戦前に外交部長として日中の友好関係構築のために尽くして来た努力が水泡に帰したことについて、「深い遺憾を表明した」のである。

これに対して張群は、「日本軍閥」は日中両国が共同の利益のため、平等な基礎の上に友好協力関係を構築することを妨げていたと述べ、前回の戦争における国府側の目的は、まさにこのような障害を除去することであったと答えた。会談は一時間ほどで終了し、張群は昭和天皇の態度について、「愉快で穏やか」であったと記者に話したという⁴⁸⁾。

天皇以下様々な日本人が訪日した張群に示した態度は、日本との間に「歴史問題」が存在しないことを象徴するエピソードとして、公式に採用されることになる。1952年11月の『宣伝週報』は、張群訪日時に天皇と日本政府当局は、蔣総統が示して来た「対日寛大の政策」に対していずれも感激を示し、社会の各界においてもそうした態度を表明する人々が多かったと記していた。そして、このような態度が存在したという事実は、国府と日本が歴史的な積怨を払拭し、恒久的な協力関係を樹立する上での基礎となるものであると位置付けたのである⁴⁹⁾。

戦後日本の総理大臣として、初めて蒋介石に対して直接過去に関する遺憾の意を表明したと報じられたのは、岸信介である。1957年6月3日、台湾を訪問した岸は蒋介石との会談の際、日本は過去に中国に対する認識が不足しており、両国間で不幸な戦争が発生するに至ったと述べた上で、蔣の「以德報怨」という態度への感謝を表明した。それ

46) 「張岳軍先生的抱負」(『中央日報』1952年8月2日)。

47) 富永望『象徴天皇制の形成と定着』(思文閣出版、2010年)89頁。

48) 「総統寛宏大度日人極表感戴」(『中央日報』1952年9月19日)。

49) 『宣伝週報』(第18期、1952年11月28日)6頁。

に対し蒋介石は、日本と国府が過去に仲たがいをしたことは、すでに一場の悪夢のように消え去っており、今日再び提起する必要はないと答え、現在最も重要な問題は両国が反共のための協力を強化することであると付け加えたという⁵⁰⁾。

昭和天皇であれ、岸信介であれ、彼らは日本のどのような行為が何をもたらし、それに対していかなる責任が存在することを承認するといった、具体的な点にまで言及したと台湾で報じられたわけではなく、また、日本が「すでに変わり、もはや同じではないという条件で⁵¹⁾」赦しを求めたと説明されたわけでもなかった。彼らは、「以德報怨」という言葉に集約された蒋介石の「寛大」な措置に感謝の意を表したのであり、国府側はそれに応じて、すでに両国の敵対関係には終止符が打たれたことを鷹揚に告げたものとされた。このようなやりとりの中に現れた日本側の態度こそが、過去の問題に関する日本の公式な態度であり、それは「我々」にとって満足出来るものであると描写されたのである。

おわりに

先述したように、戦後台湾史研究において、戦前日本との関係の清算という課題は、主に文化的な「脱日本化」政策との関係から論じられて来た。実際、『宣伝週報』においても、日本語の使用禁止や、日本語書籍の輸入規制に関する宣伝方針が累次にわたって記載されている⁵²⁾。1945年末、台湾省行政長官公署の機関紙であった『台湾新生報』紙社説は、日本の愚民政策が「台湾同胞」をして「祖国の観念を模糊たらしめ」、「日本崇拜による自己卑下の心理を発生させようとした」と非難した。社説はそのため、「〔日本の〕思想毒素の肅清もまた目前の急務」であると断じたのである⁵³⁾。

しかし、台湾住民を「中国人」として再統合するため、島内における日本文化の残滓を「毒素」と呼称することがあったという状況を根拠として、1940年代後半から50年代末までの台湾における官製の歴史叙述が、日本との「歴史問題」を惹起し得るようなものであったと類推したならば、それは当時の言論状況を正確に把握したものとは言えない。本稿が明らかにして来たように、分析期間を通じて台湾の歴史教科書は、日本が「我々」に対していかなる被害をもたらしたかについて、詳細な説明をしていなかった。さらに、戦後日本に対しては、蒋介石が敗戦国日本を「寛大」に処理すると宣言したこ

50) 「蔣總統接見岸總理希望中日合作反共」(『中央日報』1957年6月4日)。

51) ジャック・デリダ著、鶴飼哲訳「世紀と赦し」(『現代思想』2000年11月) 95頁。

52) 『宣伝週報』(第4期, 1952年8月12日), 『宣伝週報』(第26期, 1952年1月13日), 『宣伝週報』(第47期, 1953年6月19日) など。

53) 「社論 思想毒素の肅清」(『台湾新生報』1945年12月17日)。

とが、対日関係の基本的な理念を定めたものと位置付けられていた。国府は、その精神に基づいて近代以来の日本との「不正常な関係」を清算し、反共闘争を戦うために提携して行くことを確認して、両国の関係は大団円を迎えたと言われたのである。国府要人の発言の中でも、党が定めた宣伝方針においても、過去の日本に「報復的心理」を抱くことは戒められていた。それに加え、日本人は蒋介石の「寛大」な態度に感謝していることが大々的に宣伝され、そのような反応が存在したという事実が、両国間における「歴史的な積怨を払拭」するものであると説明されていた。

実際には、日本人の中には過去の台湾統治を肯定する発言を行う者もあり、それに対し台湾の民営紙が非難を加えることもあった⁵⁴⁾。しかし、公式な歴史叙述の中で中国大陆に対する侵略に重点が置かれる一方、植民地統治の実態に関する描写が捨象されていたことが、日本統治期に対してノスタルジーを抱く日本人の存在をごく目立たないものにさせていた。1945年から1959年までの台湾において国府は、これら一連の言説的操作を実施することで、日本との間に「歴史問題」が発生する可能性を抑制していたのである。

最後に、冒頭で設定した、日本と近隣諸国間における「歴史問題」が論じられる際に、日台関係がほとんど言及されないことが、歴史的に見てどの程度妥当なのかという問いに対する回答を示して、本稿の結びとしたい。終戦後から1950年代までの日台関係においては、確かに「歴史問題」が発生する余地はほとんどなかった。さらに、本稿で見て来たような歴史教科書の叙述の傾向は、実は1960年代においても一貫したものであったのである⁵⁵⁾。しかし、国交断絶後の1970年代に入り、歴史教科書には大きな変化が生じる。蒋介石が日本に「寛大」であったという位置付けに变りはなかったが、南京虐殺の内容が詳細に描写されるようになり、それを「人類の文明史上最も非人道的な一頁を刻んだ」と強い言葉で非難するようになっていたのである⁵⁶⁾。1970年代以降から冷戦終了を迎えるまでの時期において、日本との過去をどのように論じる方針が定められていたかは、別途検討を行う必要があると思われる。ただし、1945年から59年までの時期を分析した本稿の結論が暫定的に指摘出来るのは、終戦後から直近の時代の台湾においては「歴史問題」の表出は抑えられており、日本が抱える「歴史問題」の事例として台湾が注目されずに来たことには、そのことの可否は別として、一定の妥当性があったということで

54) 例えば、清水董三「地は血よりも濃し」(『文芸春秋』第33巻第22号、1955年12月)とそれに対する「社論 關清水董三」(『公論報』1956年2月29日)。

55) 中学標準教科書歴史科編輯委員会『教育部審定初級中学標準教科書 歴史 第四冊』(台北：正中社、1964年)、中学標準教科書歴史科編輯委員会『教育部審定高級中学標準教科書 歴史 第二冊』(出版地不詳：台湾省政府教育庁、1963年)。

56) 国立編訳館主編『国民中学 歴史 第三冊』(台北：国立編訳館、1974年)95頁。

ある。とは言え、それが、国共内戦から大きな影響を受けたものであり、さらに、植民地統治に関する日台間の「歴史和解」が達成された結果によってもたらされたものではなかったということには、注意を払う必要があるだろう。